



## Contents

P2 **フォトギャラリー**

P3 **トピックス**

- (1) コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～の確定について
- (2) ADBI・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム「金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進」について
- (3) レバレッジ比率に関する告示案等に対するパブリックコメントの結果等について
- (4) 有価証券報告書レビューの実施について（平成 27 年 3 月期以降）
- (5) 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について（平成 27 年 3 月期版）
- (6) 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要

P10 **皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い**

P13 **金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ**

P14 **お知らせ**

## フォトギャラリー



財務局長会議にて挨拶する赤澤副大臣  
(4月23日)



財務局長会議にて挨拶する越智大臣政務官  
(4月23日)

# トピックス

## (1)コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～の確定について

政府の成長戦略である『日本再興戦略』改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）では、施策の一つとして「コーポレートガバナンスの強化」が取り上げられ、そのために、上場会社に適用される「コーポレートガバナンス・コード」を策定することとされました。これを受けて、昨年 8 月、金融庁と東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」（座長：池尾和人・慶應義塾大学経済学部教授）が設置されました。同有識者会議は計 9 回にわたり議論を重ねた上で、本年 3 月 5 日、「コーポレートガバナンス・コード（原案）」（以下、「本コード（原案）」という。）を最終確定しました。（※1）

※1 本コード（原案）の取りまとめに当たっては、和英両文によるパブリックコメントを実施し、合計 121 の個人及び団体（和文が 80、英文が 41）からご意見をいただきました。その約 3 分の 2 が、本コード（原案）の策定に賛成・歓迎の意を明らかにしている意見でした。

今後、東京証券取引所において、本コード（原案）をその内容とする「コーポレートガバナンス・コード」が制定される予定であり、併せて、これに関連する上場規則等の改正がなされる予定です。なお、本コード（原案）の適用開始時期については、本年 6 月 1 日を予定しています。

本コード（原案）の概要は、以下のとおりです。

### ○本コード（原案）の目的

本コード（原案）における「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味します。

コーポレートガバナンスというと、これまで国内では会社における不祥事の再発防止といった側面に議論が集中しがちでした。しかし、本コード（原案）においては、成長戦略の一環として、健全な企業家精神の発揮を促し、収益力・資本効率等の改善につながるような「攻めのガバナンス」の確保を目指すことが基本的な考え方として示されています。

### ○本コード（原案）の枠組み

本コード（原案）は、それぞれの上場会社が、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、自らのガバナンス上の課題を検討し、その改善のために自律的な取組みを進めていくことが重要であるとの考え方に立脚し、そうした自律的な取組みが可能となるよう「プリンシプルベース・アプローチ」（※2）及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）という枠組みを採用しています。これらの枠組みの下、本コード（原案）の適用を受ける各会社は、①本コード（原案）の各原則（プリンシプル）について、その形式的な記載・文言ではなく、その趣旨・精神に照らして、自らの活動が当該原則に則しているか否かを判断することが求められる一方、②自らの個別事情に照らして実施（コンプライ）することが適当でないと

考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明（エクスプレイン）することにより、一部の原則を実施（コンプライ）しないことも許容されることとなります。

※2 「プリンシプルベース・アプローチ」の意義は、「一見、抽象的で大掴みな原則（プリンシプル）について、関係者がその趣旨・精神を確認し、互いに共有した上で、各自、自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断すること」にあります。

#### ○本コード（原案）の原則の構成

本コード（原案）では、「OECD コーポレートガバナンス原則」も踏まえ、コーポレートガバナンスを巡る5つの分野にわたる諸原則が体系的に整理されており、それらは全体で5つの基本原則、30の原則、38の補充原則から成っています。

5つの分野は、以下のとおりです。

- ①株主の権利・平等性の確保
- ②株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- ③適切な情報開示と透明性の確保
- ④取締役会等の責務
- ⑤株主との対話

5つめに、「株主との対話」についての独立の章が設けられ、その重要性が強調されています。この点が、OECD 原則にはない本コード（原案）独自の取組みといえる点です。これは、本コード（原案）と昨年2月に策定された「日本版スチュワードシップ・コード」が「車の両輪」であるとの考え方を踏まえ、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資するよう、株主との対話に向けた会社の取組みの促進を期待するものです。金融庁としては、両者が適切に相まって、「会社の持続的な成長」と「投資者のリターン拡大」という好循環が実現することを期待しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から、[「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～の確定について」](#)（平成27年3月5日）、及び「公表物」の中の「審議会・研究会等」から「[「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」](#)」にアクセスしてください。

## (2) ADBI・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム「金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進」について

金融庁は、平成27年1月22、23日に、経済開発協力機構（OECD）、アジア開発銀行研究所（ADB）及び日本銀行との共催により、ADB・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム「金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進」を開催しました。本シンポジウムには、国内外の金融教育に携わる研究者、政府関係者、金融関係団体、教育関係者などを招待し、140名強の方に参加していただきました。

各セッションの概要は、以下のとおりです。

#### セッション1：金融教育で成し遂げられること—金融教育に関する研究、よい慣行と事例から

セッション1では、OECD から国際的な良い慣行と効果的な金融教育のアプローチの概要について、ADB からアジアにおける金融教育の必要性について報告が行われたほか、ニュージーランドの金融教育に係る国家戦略について発表がありました。

#### セッション2：効果的な年金計画のための金融教育—課題と解決策—

セッション2では、OECD から退職貯蓄に関する金融教育調査について紹介されたほか、ロシア、米国、オーストラリアにおける年金制度と金融教育について発表がありました。

#### セッション3：ターゲット層を定めた効果的な金融教育

セッション3では、日本における各年齢層（中等・高等教育、大学生、若手社会人、高齢者）への金融経済教育及びオーストラリアにおける女性に対する金融教育の取組みについて発表がありました。

#### 特別講演

少子・高齢化の視点から見た我が国の金融教育について、岩田規久男日本銀行副総裁による講演が行われました。

（講演の詳細は、日本銀行のウェブサイトをご参照ください。）

#### セッション4：アジアにおける金融包摂、金融規制と金融教育

セッション4では、インドネシア、パキスタン、フィリピン、ベトナム及びタイにおける金融包摂を促すための金融教育や金融規制について報告が行われました。

#### セッション5：パネル・ディスカッション

セッション5では、これまでのセッションでの議論を踏まえたパネル・ディスカッションが行われ、金融教育に関心のない人々への働きかけや、教育現場における金融教育の枠組み整備の必要性に関する指摘がありました。また、効果的な金融教育を行うためには、データに基づき金融教育のニーズを捉え、各国の実情にあった国家戦略を定め、金融教育の結果を評価することが重要であるとまとめられました。

※ 詳しくは、金融研究センターウェブサイトの「国際コンファレンス・シンポジウム等」の中の「[2015年1月22日、23日開催 ADBI・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム『金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進』](#)」に掲載の発表資料及び近日掲載予定の「コンファレンス結果概要」等をご参照ください。

### (3)レバレッジ比率に関する告示案等に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、バーゼル3に係るレバレッジ比率に関する告示案等につきまして、平成26年12月17日（水）～平成27年1月16日（金）にかけて広く意見の募集を行い、その結果及び関連告示を平成27年3月12日に公表・公布しました。

この告示は、国際的に活動する銀行等を対象として、リスクベースの自己資本比率に対す

る、簡素なノンリスクベースの補完的指標としてレバレッジ比率の開示を求めるもので、平成 27 年 3 月 31 日より適用となりました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[レバレッジ比率に関する告示案等に対するパブリックコメントの結果等について](#)」（平成 27 年 3 月 12 日）にアクセスしてください。

#### (4) 有価証券報告書レビューの実施について(平成 27 年 3 月期以降)

金融庁では、有価証券報告書の記載内容の適切性を確保するため、各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局（「財務局等」）と連携し、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。平成 27 年 3 月期以降の有価証券報告書については、以下の内容でレビューを実施することとしています。

##### 1. 法令改正関係審査

本審査は、法令改正等により有価証券報告書の記載内容が変更又は追加された重要な事項について審査するものです。

今回は、「退職給付に関する会計基準」の段階的な適用に伴う注記の記載の適切性等が審査対象として考えられますが、以下のとおり重点テーマ審査として「退職給付」にかかる審査を実施することとしたため、法令改正関係審査は実施いたしません。

##### 2. 重点テーマ審査

本審査は、特定の重点テーマに着目して審査対象となる企業を抽出し、当該企業に対して所管の財務局等が個別の質問事項を送付し、回答を受けることで（ヒアリングを行うこともあります）、より深度ある審査を実施するものです。

今回（平成 27 年 3 月期以降）の重点テーマは、以下のとおりです。審査対象となる企業には、所管の財務局等より別途ご連絡しますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ・ 退職給付
- ・ セグメント情報

##### 3. 情報等活用審査

上記の重点テーマに該当しない場合であっても、適時開示や報道、一般投資家等から提供された情報等を勘案して、所管の財務局等より、個別の質問事項を送付させていただくことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁のウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[有価証券報告書レビューの実施について\(平成 27 年 3 月期以降\)](#)」（平成 27 年 3 月 31 日）にアクセスしてください。

## (5) 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について(平成 27 年 3 月期版)

平成 27 年 3 月期以降の有価証券報告書の作成に当たって、留意が必要な事項を、以下のとおり取りまとめました。各提出者におかれては、これらの点に留意して有価証券報告書を作成し、各財務局若しくは福岡財務支局又は沖縄総合事務局へ提出願います。

### 1. 新たに適用となる開示制度・会計基準に係る留意すべき事項

平成 27 年 3 月期に新たに適用となる開示制度・会計基準は、以下のとおりです。

- ・ 「退職給付に関する会計基準」等の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正
- ・ 有価証券報告書等において、各会社の役員の男女別人数及び女性比率の記載を義務付ける企業内容等の開示に関する内閣府令の改正

### 2. 平成 26 年度有価証券報告書レビュー（重点テーマ審査）を踏まえた留意すべき事項

現在、実施中である平成 26 年度有価証券報告書レビュー（重点テーマ審査）に関して、現在までに以下のような事象が把握されています。

- ・ 退職給付制度に関する注記が正確・明瞭に記載されていない事例
- ・ 退職給付信託として設定した株式が、みなし保有株式に該当するにもかかわらず、みなし保有株式として開示していない事例 など

(参考) 平成 27 年 2 月 10 日に公表した以下の有価証券報告書レビューの審査結果も併せてご参照ください。

- ・ [平成 25 年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び情報等活用審査の実施結果について](#)
- ・ [平成 26 年 3 月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について](#)

※ 詳しくは、金融庁のウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について\(平成 27 年 3 月期版\)](#)」(平成 27 年 3 月 31 日) にアクセスしてください。

## (6) 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要

中小企業金融の実態把握の一環として、平成 27 年 2 月に、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所 47 先を対象に、会員企業の業況や資金繰りの現状と先行き等について聴き取り調査を実施したところ、その調査結果の概要は、以下のとおりとなりました。

### 1. 中小企業の業況について、現状D. I. は前回調査に比べ3ポイント上昇しています。

なお、先行きD. I. は、前回調査に比べ3ポイント上昇しています。

悪いと判断した場合の要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、次いで「仕入れ原価の上昇、販売価格への転嫁の遅れ」となっています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪いと判断した場合の要因 (回答割合) (単位: %)				
	現状	先行き	① 原油・原材料価格等、仕入原価の上昇、及び販売先との関係による販売価格への転嫁の遅れ	② 需要の低迷による売上げの低迷	③ 競争過多による販売価格の下落	④ 株式・為替市場はじめグローバルな市場変動の影響	⑤ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの(①~④に該当しないもの) 例: 風評による売り上げの低迷等
製造業	▲21 (▲19)	▲19 (▲17)	41.9 (45.9)	32.6 (27.0)	11.6 (16.2)	9.3 (8.1)	4.7 (2.7)
小売業	▲55 (▲64)	▲51 (▲62)	26.9 (32.1)	47.3 (46.4)	18.3 (16.1)	3.2 (3.6)	4.3 (1.8)
卸売業	▲49 (▲51)	▲40 (▲43)	25.7 (31.5)	48.6 (47.9)	13.5 (9.6)	10.8 (8.2)	1.4 (2.7)
建設業	11 (9)	▲6 (2)	42.9 (57.1)	35.7 (35.7)	21.4 (0.0)	0.0 (7.1)	0.0 (0.0)
サービス業	▲32 (▲26)	▲19 (▲28)	14.6 (17.0)	58.3 (57.4)	22.9 (21.3)	2.1 (4.3)	2.1 (0.0)
不動産業	▲15 (▲11)	▲17 (▲15)	11.5 (15.8)	69.2 (63.2)	19.2 (21.1)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
運輸業	▲21 (▲43)	▲21 (▲36)	28.6 (53.7)	48.6 (23.9)	22.9 (16.4)	0.0 (6.0)	0.0 (0.0)
平均	▲26 (▲29)	▲25 (▲28)	26.4 (35.5)	48.6 (42.5)	17.7 (15.2)	4.8 (5.4)	2.4 (1.4)

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪いと判断した場合の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示している。

(注3) 表中の括弧書は26年11月時点の調査結果

2. 中小企業の資金繰りについて、現状D. I. は前回調査に比べ2ポイント上昇しています。なお、先行きD. I. は、前回調査に比べ5ポイント上昇しています。

悪いと判断した場合の要因のほとんどが、「販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因」となっています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪いと判断した場合の要因 (回答割合) (単位: %)			
	現状	先行き	① 販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因	② 金融機関の融資態度や融資条件等	③ セーフティネット貸付・保証等、信用保証協会や政府系金融機関等の対応	④ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの(①~④に該当しないもの) 例: 風評による業績の長期低迷等
製造業	▲17 (▲21)	▲15 (▲19)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
小売業	▲43 (▲40)	▲38 (▲43)	97.4 (97.6)	2.6 (2.4)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
卸売業	▲28 (▲23)	▲30 (▲32)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
建設業	▲9 (▲9)	▲11 (▲11)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
サービス業	▲19 (▲19)	▲17 (▲28)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
不動産業	▲11 (▲20)	▲15 (▲22)	100.0 (85.7)	0.0 (14.3)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
運輸業	▲26 (▲34)	▲28 (▲36)	100.0 (97.2)	0.0 (2.8)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
平均	▲22 (▲24)	▲22 (▲27)	99.4 (97.4)	0.6 (2.6)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪いと判断した場合の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示している。

(注3) 表中の括弧書は26年11月時点の調査結果



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要」（平成 27 年 3 月 27 日）](#)にアクセスしてください。

## 皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

### (1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

#### 「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

#### 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

#### 「ファンド（組合など）取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。

↓  
[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- ・その信用力などが保証されているものではありません。
- ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

↓  
[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

**電話（ナビダイヤル）：0570-016811**

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

## (2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

### (イ) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

**直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）**

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X : 03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

#### (ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

#### (ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

F A X：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

## 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 27 年 3 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～の確定について](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [金融モニタリング情報収集窓口](#)
- [コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議（第9回）議事次第](#)
- [平成 26 年改正保険業法（2 年以内施行）に係る政府令・監督指針案の公表について](#)
- [無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- [コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）《コーポレートガバナンス・コード原案》～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～の公表について](#)
- [「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）の公表について](#)
- [議事録・資料等](#)
- [金融庁職員を装った電子メールにご注意ください！](#)

# お知らせ

## (1) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。
  1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
  2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
  3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。  
《受付時間》  
平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

## (2) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

### ◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

### ◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



## (3) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<a href="#"><u>「新着情報メール配信サービス」</u></a>	<a href="#"><u>Subscribing to E-mail Information Service</u></a>
証券取引等監視委員会	<a href="#"><u>「メールマガジン配信サービス」</u></a>	<a href="#"><u>Subscribing to E-mail Information Service</u></a>
公認会計士・監査審査会	<a href="#"><u>「新着情報メール配信サービス」</u></a>	<a href="#"><u>Subscribing to E-mail Information Service</u></a>

